

II. 放送倫理検証委員会

1. 委員会の活動記録	19
2. 関西テレビ「インタビュー映像偽装」についての審議	22
3. 「2013年参議院議員選挙にかかる2番組」についての審議	23
4. 鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」についての審議	23
5. 日本テレビ『スッキリ!!』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」 についての審議	24
6. フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」についての審議	25
7. 委員長コメント	26
8. 主な討議事項	27
9. その他の活動	27
10. 放送倫理検証委員会「委員会決定」 (勧告・見解・意見)・提言一覧	29

II. 放送倫理検証委員会

1. 委員会の活動記録

委員会等	月 日	主な内容 (●は審理事案、◎は審議事案、○は討議事案) *印の項目は「主な討議事項」参照
第70回	2013年 4月12日	◎関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』で、別人の映像を情報提供者と偽装して放送していたことが新聞報道で判明。取材・制作の過程だけでなく放送後の対応にも放送倫理上の問題は明らかであるとして審議入りを決定（「映像偽装」事案）。 ○フジテレビのバラエティ一番組『VS嵐』で、知事選挙期間中に現職候補者の映像を放送。選挙の公平性・公正性に万全を期すように求めた3年前の意見書の趣旨が徹底されていないとして、「委員長コメント」を公表して注意喚起を行うことを決定。
委員長コメ ントの公表	4月26日	フジテレビ『VS嵐』で知事選挙期間中に現職候補者の映像を放送したことに対し「委員長コメント」を公表。
第71回	5月10日	◎「映像偽装」事案は、関係者へのヒアリングの結果を担当委員が報告し、意見交換。次回も継続。
第72回	6月14日	◎「映像偽装」事案は、担当委員から提出された意見書原案に基づいて意見交換。次回も継続。
第73回	7月12日	◎「映像偽装」事案は、担当委員が前回の議論を踏まえて作成した意見書修正案に基づいて意見を交換。表現の細部の修正を委員長に一任して修正案を了承。委員会決定を8月初めに通知・公表へ。
委員会決定 の通知・公表	8月2日	「映像偽装」事案を「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定第16号）として関西テレビに通知し、記者会見で公表。
第74回	9月13日	◎関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』で、参院選公示予定日まで1ヵ月を切った時期に、特定の比例代表立候補予定者のみを紹介。テレビ熊本では、特定の比例代表候補者がVTR出演していたバラエティ一番組『百識王』を参院選投票日に放送。いずれも選挙の公平・公正性を守るよう求めた3年前の意見書や、今年4月に公表した委員長コメントの趣旨が生かされなかったとして、一括して審議入りを決定（「参院選2番組」事案）。 ◎日本テレビの情報番組『スッキリ！！』で、インターネット詐欺の「ニセ被害者」を真の被害者として紹介し、外部からの指摘を受けてお詫び放送をした。弁護士からの紹介というだけで信用し十分な裏付け取材を行わなかったとして審議入りを決定（「ニセ被害者」事案）。
第75回	10月11日	◎鹿児島テレビの2つのローカル番組『ゆうテレ』と『チャンネル8』で、他局が取材した音声を無断で受信し放送に使用した。電波法違反の疑いもあり、不正な取材が行われた経緯を明らかにする必要があるとして審議入りを決定（「音声無断使用」事案）。 ○「参院選2番組」事案は、担当委員から当該局2局に対するヒア

委員会等	月 日	主な内容（●は審理事案、○は審議事案、○は討議事案） ＊印の項目は「主な討議事項」参照
		リングの概要が報告され、意見交換。次回も継続。 ○「ニセ被害者」事案も、担当委員から当該局へのヒアリングの概要が報告され、意見交換。次回も継続。
第76回	11月 8 日	○「参院選2番組」事案は、担当委員から提出された「意見書原案」に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「ニセ被害者」事案についても、担当委員から出された「意見書原案」に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、当該局に対するヒアリングの概要が担当委員から報告され、意見交換。次回も継続。 ○関西テレビ『スーパーニュースアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見について、当該局の対応報告書を了承。 ○フジテレビのバラエティ一番組『ほこ×たて 2時間スペシャル』で、出演者が「ラジコンカー対決が編集で偽造された」と告発し、当該局は番組の打ち切りを決定。不明な点も多いため、より詳しい報告書を求めて討議を継続。
意見交換会	11月 20 日	放送倫理検証委員会の委員3人と、島根・鳥取両県を中心とした放送局7局との意見交換会を松江市で開催。
意見交換会	12月 4 日	放送倫理検証委員会の委員3人と、福島県内の放送局7局との意見交換会を福島市で開催。
第77回	12月 13 日	○フジテレビの『ほこ×たて 2時間スペシャル』を継続討議。真剣勝負を標榜した番組に対する視聴者の信頼を裏切ったとして審議入りを決定（「ラジコンカー対決」事案）。 ○「参院選2番組」事案は、担当委員が前回の議論を踏まえて作成した意見書修正案に基づいて意見交換。表現の細部の修正を委員長に一任して修正案を了承。1月初めに通知・公表へ。 ○「ニセ被害者」事案は、担当委員が提出した意見書修正案に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、担当委員が提出した意見書原案に基づいて意見交換。次回も継続。
委員会決定 の通知・公表	2014年 1月 8 日	「参院選2番組」事案を、2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見（委員会決定第17号）として関西テレビとテレビ熊本に通知し、記者会見で公表。
第78回	1月 10 日	○「ニセ被害者」事案は、担当委員が提出した再修正案に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、担当委員が提出した意見書修正案に基づいて意見交換。この議論を踏まえて一部手直ししたものを、了承が得られた時点で通知・公表へ。 ○「ラジコンカー対決」事案は、当該局へのヒアリング実施に向けて、論点整理を中心に意見交換。次回も継続。

委員会等	月 日	主な内容（●は審理事案、○は審議事案、○は討議事案） ＊印の項目は「主な討議事項」参照
意見交換会	1月23日	放送倫理検証委員会の委員2人と、北陸・甲信越・東海エリアの日本テレビ系列局8局との意見交換会を名古屋市で開催。
委員会決定の通知・公表	2月10日	「音声無断使用」事案を、「他局取材音声の無断使用」に関する意見（委員会決定第18号）として鹿児島テレビに通知し、記者会見で公表。
第79回	2月14日	<p>◎「ニセ被害者」事案は、担当委員から提出された意見書最終案に基づいて意見交換。細部の手直しを委員長に一任して、3月上旬に通知・公表へ。</p> <p>◎「ラジコンカー対決」事案は、当該局へのヒアリングを踏まえた意見書原案が担当委員から提出され、意見交換。次回も継続。</p> <p>*○毎日放送の情報番組『せやねん！』で、他局の放送内容の一部を無断で引用した。映像・音声をそのまま使用したわけではないこと、謝罪とお詫び放送が迅速で相手局もそれを受け入れていることから、審議入りはせず。</p> <p>*○「全聾で被爆2世の作曲家」と称していた佐村河内守氏の虚偽問題が発覚、NHKと在京民放キー局から、関連する番組のデータと、一部の局については映像と報告書の提供を求め、討議することを決定（「佐村河内氏」事案）。</p>
委員会決定の通知・公表	3月5日	「ニセ被害者」事案を、「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見（委員会決定第19号）として日本テレビに通知し、記者会見で公表。
第80回	3月14日	<p>◎「ラジコンカー対決」事案は、提出された意見書修正案に基づいて意見交換。意見はほぼ集約されたとして、4月初めの通知・公表を目指して細部の表現の最終修正へ。</p> <p>*○「佐村河内氏」事案は、放送実績のある5局から、さらにあわせて6本の番組映像の提供を求めて、次回も討議を継続。</p>
委員会決定の通知・公表	4月1日	「ラジコンカー対決」事案を、「ラジコンカー対決」に関する意見（委員会決定第20号）としてフジテレビに通知し、記者会見で公表。

(注) 「討議」「審議」「審理」について

放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などについて、委員会が放送倫理上の問題がないかどうかを論議するのが「**討議**」。

「**討議**」の結果、放送局側への報告の依頼などを含めて、さらに論議を深める必要がある場合には「**審議**」に入り、「意見」等を公表することができる。

虚偽・捏造の放送がなされた場合は「**審理**」を行い、「見解」「勧告」を出す。また、特別調査チームを編成し当該局に対して事実調査を行うことができる。

2. 関西テレビ「インタビュー映像偽装」についての審議

関西テレビの夕方のローカル報道番組『スーパーニュースアンカー』（2012年11月30日放送）は、「大阪市職員 兼業の実態」と題した特集企画で、兼業の実態を証言する“情報提供者”的なインタビューを放送した。その際、音声は提供者本人の声にボイスチェンジを施したものだったが、映像は取材スタッフの後姿にモザイクをかけて偽装したものだった。この撮影は担当記者の判断によって行われたが、放送まで10日以上もあったにもかかわらず、デスクや編集責任者など上司への相談や報告はなく、内部チェックは機能しなかった。

放送終了後に問題が表面化したあと、報道局をはじめ、コンプライアンス担当者の会議などでも、問題点を探り再発を防ぐための議論が行われたが、視聴者への説明やお詫びをしたのは、2013年3月13日に新聞報道がされたあとで、放送から3ヵ月以上が経過していた。

第70回委員会（4月12日）では、取材・制作の手法にも、放送後の対応にも、放送倫理上の問題があることは明らかだとして、審議入りを決めた。委員からは、「声は情報提供者本人なのだから、映像は別人でいいということが、報道の世界で通用するはずがない。この手法は誠実ではない」「放送後の対応があまりに悪すぎる。報道に対する信頼性を失わせかねない」などの意見が出された。

第71回委員会（5月10日）では、当該局へのヒアリングが、担当記者やカメラマンだけではなく、コンプライアンス担当者などを含む14人を対象に行われたことが報告された。また、当該局で6年前に起きた「あるある問題」の反省や教訓が、生かされているかどうかについての意見交換も行われた。

第72回委員会（6月14日）では、担当委員から提出された「意見書原案」をもとに議論がかわされた。原案では、「なぜ問題の映像が撮影されたのか?」「なぜ社内のチェックが機能しなかったのか?」「なぜ視聴者に対する速やかな説明がされなかつたのか?」の3つのステージごとに課題や問題点が整理され、次回委員会までに担当委員が修正案を作成することになった。

第73回委員会（7月12日）では、担当委員が作成した「意見書修正案」をもとに、意見交換が行われた結果、表現の細部の修正を委員長に一任して委員会の意見とすることで、委員全員の了承が得られた。

8月2日、当該局に対して「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定第16号）を通知し、続いて公表の記者会見を行った。「意見」では、社内でのチェックが機能せず問題の映像を放送してしまったこと、問題発覚後これを視聴者に伝えない決定をしたとの2点について放送倫理に違反すると判断した。そのうえで、今回の問題の本質は、関西テレビがいう「不適切な映像表現」ではなく、テレビを通じてモザイク映像の放送を容認している視聴者の信頼を裏切る「許されない映像」が放送されたことにあると指摘した。

〔『B P O 報告』No. 126、ホームページ参照〕

3. 「2013年参議院議員選挙にかかる2番組」についての審議

2013年の参議院議員通常選挙（7月4日公示、7月21日投開票）に関連して、選挙の公平・公正性を損ない特定の立候補予定者や立候補者を利するのではないかと思われる事案が、2件確認された。

関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』は、公示予定日の24日前の6月10日にインターネットでの選挙運動解禁を特集企画で取り上げた際に、自民党の比例代表選挙の立候補予定者だった元大阪府知事の選挙準備活動だけを約2分間紹介した。日本民間放送連盟の放送基準（12）では「選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」と定め、その解説文の中で、立候補予定者の出演については「少なくとも公示（告示）の1ヵ月前までには取りやめることが望ましい」としている。

またテレビ熊本が投票日当日の午前中に放送した情報バラエティー番組『百識王』には、自民党の比例代表候補が著名経済人として約2分間VTR出演していた。

第74回委員会（9月13日）では、3年前に出した「参議院議員選挙にかかる4番組についての意見」（委員会決定第9号）や、2013年4月に公表した委員長コメントなどで、民主主義の根幹である選挙に関する放送の公平・公正性について、繰り返し注意を喚起したにもかかわらず、同様の事案が発生したことを重く見て、上記2番組を一括して審議入りすることを決めた。

第75回委員会（10月11日）では、両局の関係者に対して実施したヒアリングの結果が担当委員から報告され、第76回委員会（11月8日）では意見書原案が提出されて、2つの番組の問題点や、今後同じことが繰り返されないためには何を指摘するかなどについて、議論が重ねられた。

第77回委員会（12月13日）で、それまでの議論を反映した意見書修正案が基本的に了承され、2014年1月8日に「2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見」（委員会決定第17号）として、関西テレビとテレビ熊本に通知し、公表した。

「意見」では、2つの番組について選挙の公平・公正性を損なう放送倫理違反があつたと判断した上で、選挙にかかる放送倫理違反の再発防止に向けて、放送業界全体で共有してほしいこととして、「心の秤（はかり）をイメージしよう」「組織や陣形を整えよう」などの提言を盛り込んだ。

〔BPO報告〕No.131、ホームページ参照〕

4. 鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」についての審議

鹿児島テレビは、夕方のローカル情報番組『ゆうテレ』と週末の昼前の番組『チャンネル8』で、全国高校総体に出場した男子新体操部を2013年6月と8月にあわせて3回紹介した。その際、選手を激励する監督の声をあわせて約2分間放送したが、これは他局の取材音声を無断で受信・録音したものだった。電波法59条は、特定の相手方に対して行われ

る無線通信を傍受して窃用することを禁じている。

第75回委員会（10月11日）では、取材クルーが不正な方法で取材したうえ、それを放送で使用したことは悪質で、放送倫理上も許されない行為であるとして審議の対象とすることを決め、ディレクターら関係者へのヒアリングを行うことになった。

第76回委員会（11月8日）では、取材ディレクターやカメラマン、音声マンなど6人を対象に実施したヒアリングの概要が、担当委員から報告された。「ディレクターはなぜ他局の音声を窃用したのか」「取材した3人に違法だという認識はあったのか」「放送局や関連会社ではどのような社員教育や研修が実施されていたのか」などについての説明と意見交換が行われた。

第77回委員会（12月13日）では、担当委員から「意見書原案」が提出され、問題の背景に地方の放送局ならではの課題があるのではないかといった論点も含めて意見が交わされた。

第78回委員会（2014年1月10日）では、担当委員から意見書の修正案が提出された。意見交換の結果、一部手直しをした案を作成し、特に異論がなければそれを委員会の意見とすることが了解されたので、次回委員会までに、意見の通知・公表の記者会見を行うことになった。

2月10日、「他局取材音声の無断使用」に関する意見を、委員会決定第18号として鹿児島テレビに通知し、公表の記者会見を行った。「意見」は、取材クルーが認識していなかったとは言え、電波法違反があったことは明白なうえに、「取材・制作の過程を適正に保つようつとめる」と定めた放送倫理基本綱領の規定にも反しているなどとして、放送倫理に違反していると判断した。そのうえで、編集過程で音声の無断使用をチェックできなかった制作体制にも問題があったなどと指摘した。〔『B P O報告』No. 132、ホームページ参照〕

5. 日本テレビ『スッキリ！！』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」についての審議

日本テレビの朝の情報番組『スッキリ！！』は、2012年2月29日と6月1日の2回にわたりインターネット詐欺を特集したが、その被害者として出演し詐欺の手口や被害の実態などを語った男女2人は、実は被害者ではなく、同じ番組に出演したネット詐欺専門の弁護士の当時の所属法律事務所の職員だった。この2つの特集は別のディレクターが担当したが、いずれも弁護士からの紹介だったため信用して、裏づけ取材や人物の身元確認をきちんとしたまま出演させていた。

第74回委員会（9月13日）で審議入りし、第75回委員会（10月11日）では、取材ディレクターやプロデューサー、それに制作を担当した情報カルチャー局の幹部など、11人に対して実施したヒアリングの概要が報告された。また、担当部局が異なるとはいえ、当該局で続発した類似事案の反省と教訓から講じられた再発防止策についての説明なども行われ

た。

それらをもとに第76回委員会（11月8日）で担当委員から意見書の原案が示され、続く第77回委員会（12月13日）と第78回委員会（1月10日）では、社会的信頼度が高い弁護士の紹介で始まった、取材から放送にいたる過程に過失があると断定することの是非や、問題発覚後の丁寧で分かりやすいお詫び放送をどう判断するかなどについて、質疑や意見交換が行われた。そして、第79回委員会（2月14日）で最終的な意見書案について意見交換が行われ、「放送倫理違反とまでは言えない」という判断を意見として公表することで全員の一致が得られた。

委員会は3月5日、「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見（委員会決定第19号）を、日本テレビに通知し、公表した。

「意見」は、まず、弁護士の紹介と説明に全面的に依存して、それ以外の裏付け調査をほとんど全く行わずに、日本テレビが「ニセ被害者」の証言を放送し、視聴者の信頼を損なったことは紛れもない事実であると指摘した。しかし、「ニセ被害者」を紹介しインタビューにも立ち合うなど取材時の状況から、客観的な裏付け証拠に代わる弁護士の保証があったと考えられるなどとして、放送時点において被害者と信じる相応の理由や根拠は存在したと説明、インターネット詐欺という新しい問題に取り組んだ番組制作の意欲を委縮させてはいけないことなどを考慮して、「裏付け取材の不足は否めないものの、放送倫理違反があるとまでは言えないと判断する」と結論づけた。

さらに、委員会からの問題提起として、「顔なし映像のデメリットを考えてほしい」「『専門家』に対する過度の依存を考え直してほしい」「取材・制作現場が萎縮しないように留意してほしい」という3つの提言を行った。〔B P O報告』No.133、ホームページ参照〕

6. フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」についての審議

矛盾する両者の真剣勝負を売り物にするフジテレビのバラエティ番組『ほこ×たて』の2時間スペシャル版として、2013年10月20日に放送された番組の中に「スナイパー軍団対ラジコン軍団」の対決があった。これに出演したラジコンカーの操作者が、放送3日後に所属する会社のウェブサイトに「対決内容を偽造して編集したものが放送された」と公表し、問題が発覚した。

これを受けて当該局は、番組のディレクターやチーフプロデューサー、それに制作会社の関係者などを対象に内部調査を実施した結果、「視聴者の皆様の期待と信頼を裏切る行為が確認された以上、番組の継続は不可能」として、番組の打ち切りを決めた。

第76回委員会（11月8日）では、当該局から提出された報告書をもとに討議を行った結果、委員会として質問書を作成し、ロケや編集過程での疑問点を中心に再度報告を求めて、討議を継続することになった。

第77回委員会（12月13日）では、当該局が改めて提出した詳細な報告書をもとに意見交換をした結果、真剣勝負を標榜した番組である以上、それを信じて番組を見ていた視聴者

の信頼を裏切ったと言わざるを得ないとして、審議入りすることを決めた。委員会は上記番組のほか、同じような問題があったことを当該局が認めている、2011年10月16日と2012年10月21日放送の『ほこ×たて 2時間スペシャル』についても審議の対象とした。

第78回委員会（1月10日）では、1月中旬から始まるヒアリングに向けて論点を整理したほか、3本の対象番組をどのように取り扱うかについても意見交換を行った。

第79回委員会（2月14日）では、ヒアリングの結果を踏まえて、担当委員から「意見書原案」が示された。取材・制作の過程で何が起きたのか、背景にはどんな課題や問題点が潜んでいたのかなどについて意見交換の結果、ほぼ論点は整理できたとして、担当委員が「意見書修正案」を作成することになった。

第80回委員会（3月14日）では、「意見書修正案」が担当委員から示された。議論の結果、意見の集約がほぼ図られたとして、通知と公表の記者会見を行うことになった。

4月1日、「ラジコンカー対決」に関する意見（委員会決定第20号）をフジテレビに通知し、続いて公表の記者会見を行った。「意見」では、「ない対決を、ある」としたことや制作体制の組織的な問題などを指摘して、「番組の制作過程が適正であったとは言い難く、重大な放送倫理違反があった」と指摘した。また、あわせて審議の対象とした2011年と2012年の2回の放送については、当事者間で議論をつくし、できればその結果を公表してもらいたいと要望した。

[『B P O 報告』No. 134、ホームページ参照]

7. 委員長コメント

選挙の公平・公正に万全を期すよう全放送局に要請

(フジテレビ 2013年4月26日)

フジテレビのバラエティ番組『V S 嵐』は、千葉県知事選挙期間中の2013年3月、現職知事の映像を約10秒間放送した。番組の過去の映像を総集編的に放送した中に、知事が前年11月に出演したものが含まれていた。制作担当者には選挙期間中であるという認識がなく、局内のチェックも機能しなかった。

委員会は、参議院選挙を目前に控えて、選挙の公平性・公正性に万全を期すよう求めた3年前の意見（委員会決定第9号）の趣旨が徹底されていないとして、審議入りはしないものの、委員長コメントを公表して「選挙の公平・公正性を守るという意識を高めることと、選挙の公平・公正性を守るために必要なチェックの仕組みがきちんと構築されているかどうかを再点検すること」をすべての放送局に要請した。

[『B P O 報告』No. 123、ホームページ参照]

8. 主な討議事項

○他局番組の内容の一部を無断で引用

(毎日放送『せやねん!』2013年12月7日放送)

最近被害が急増している特殊詐欺の一つとして、情報番組『せやねん！』が取り上げたダイヤモンド詐欺の特集は、2日前に讀賣テレビの報道番組『かんさい情報ねっとten.』で放送された特集「モクゲキ～ダイヤモンド劇場型詐欺」の手口や被害金額などの情報を、無断で引用していたことが判明した。

担当した構成作家やチーフ・ディレクターは、讀賣テレビの特集がすでに多くのメディアで報道された「周知のもの」と思い込み、またチェック役のチーフ・プロデューサーらも、その情報源を確認していなかった。

鹿児島テレビの「他局取材音声の無断使用」事案との比較検討を含めて意見が交わされたが、他局が取材した映像や音声をそのまま放送したわけではないこと、当該局は速やかに相手局とその取材協力者に謝罪してお詫び放送を行い了解を得ていること、チェック体制の見直しや研修会の開催などの再発防止策を講じていることなどから、委員会は、審議の対象としないことを決めた。

〔第79回委員会〕

○「全聾の作曲家」と紹介されていた佐村河内守氏についての放送

(複数局の報道やバラエティーなどの番組。在京局では2008年9月以降放送)

「全聾の作曲家」と多くの番組で紹介されていた佐村河内守氏の作品が、実は別人のものだったことが、2014年2月、真の作曲家がその事実を公表したことにより発覚した。佐村河内氏の「音楽活動」は、さまざまな番組で紹介されていた。

委員会は、この放送責任などについて2月の第79回委員会で討議を開始した。議論を具体的に進めるために、NHKと在京民放キー局に対し、問題が発覚するまでの間に佐村河内氏を扱った放送実績のデータの提出を求め、一部の番組については、映像と報告書の提出を要請した。第80回委員会でも討議を継続したが、議論のための情報がまだ不足しているとして、各局で放送された番組の中から、報道やドキュメンタリー系の6番組についても新たに映像提供を求め、次回も討議を継続することを決めた。

〔第79回委員会以降討議継続〕

9. その他の活動

■松江・福島・名古屋の3市で「意見交換会」を開催

(松江市：2013年11月20日、福島市：12月4日、名古屋市：2014年1月23日)

松江市の意見交換会には島根・鳥取両県を中心に、ラジオ局を含む7局から57人が出席し、委員会側からは、川端委員長、渋谷委員、升味委員の3人が参加した。

関西テレビの『スーパーニュースアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定 第16号）をはじめ、ミスが繰り返し起きている参院選関連の事案や、参加者からのリクエストが多かったローカル局の制作番組の問題事例などについて意見を交換した。

「インタビュー映像偽装」の事案に関連して委員からは、モザイク処理や顔なしの映像が多用される傾向が年々強まっているのではないかと、懸念が表明された。

福島市の意見交換会には、ラジオ局を含む県内の全7局から21人が出席し、水島委員長代行、小出委員、森委員の3人と2部構成で意見を交わした。

第1部では、放送倫理検証委員会の基本的な考え方について、委員会決定の4つを例に、読み解くべきポイントを議論した。第2部では、さまざまな立場に分断された県民に向けて、各局が日々、葛藤の中で伝えていることなどが報告された。委員からは、不確実な問題を扱う場合の基本的な考え方や、市民ネットワークの活用や記録の大切さ、それに他県の人たちといかに連携していくかなどについて、専門性も踏まえた発言や指摘が相次いだ。

名古屋市では、日本テレビ系の中部ブロック（北陸・甲信越・東海エリア）8局との意見交換会が開かれ、各局からは報道部長など18人が出席し、委員会側からは小町谷委員長代行と斎藤委員の2人が参加した。

系列局を対象とした意見交換会の開催は、前年度のテレビ朝日系に続いて2回目で、出席者からは、モザイク映像や顔なしのインタビュー映像が増加している状況や、ネット上の画像の取り扱いなどについて、報道現場での体験や悩みをもとにさまざまな議論が交わされた。

■2013年度内の委員の交代

2014年1月18日、小出五郎委員が逝去。

2014年3月31日、水島久光委員長代行が任期を終えて退任。

10. 放送倫理検証委員会「委員会決定」(勧告・見解・意見)・提言 一覧

決定番号	通知・公表日	事 案 名
第1号	2007年8月6日	TBS『みのもんたの朝ズバッ!』 不二家関連の2番組に関する見解
第2号	2008年1月21日	FNS27時間テレビ「ハッピー筋斗雲」に関する意見
第3号	2008年2月4日	テレビ朝日『報道ステーション』 マクドナルド元従業員制服証言報道に関する意見
第4号	2008年4月15日	光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見
第5号	2009年4月28日	NHK教育テレビ『ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか』 第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見
第6号	2009年7月30日	日本テレビ『真相報道 バンキシャ!』 裏金虚偽証言放送に関する勧告
第7号	2009年11月17日	最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見
第8号	2010年4月2日	TBS『報道特集NEXT』 ブラックノート詐欺事件報道に関する意見
第9号	2010年12月2日	長野朝日放送、信越放送、TBS、BSジャパン 参議院議員選挙にかかる4番組についての意見
第10号	2011年5月31日	日本テレビ「ペットビジネス最前線」報道に関する意見
第11号	2011年6月30日	BS11『”自”論対論 参議院発』に関する意見
第12号	2011年7月6日	テレビ東京『月曜プレミア!主治医が見つかる診療所』 毎日放送『イチハチ』情報バラエティー2番組3事案に関する意見(別冊『若きテレビ制作者への手紙』)
提言	2011年9月22日	東海テレビ放送『ぴーかんテレビ』問題に関する提言
第13号	2011年9月27日	テレビ東京『ありえへん∞世界』に関する意見
第14号	2012年7月31日	日本テレビ『news every.』 「食と放射能 飲み水の安全性」報道に関する意見
第15号	2012年10月4日	日本テレビ『芸能★BANG ザ・ゴールデン』に関する意見
第16号	2013年8月2日	関西テレビ『スーパーニュースアンカー』 「インタビュー映像偽装」に関する意見
第17号	2014年1月8日	関西テレビ、テレビ熊本 2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見
第18号	2014年2月10日	鹿児島テレビ 「他局取材音声の無断使用」に関する意見
第19号	2014年3月5日	日本テレビ『スッキリ!!』 「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見
第20号	2014年4月1日	フジテレビ『ほこ×たて』 「ラジコンカー対決」に関する意見